

正しい申告と納税は市民社会のルールです

# 浪速納税協会 だより

平成27年夏号（第17号）

公益社団法人 浪速納税協会・浪速区納税貯蓄組合連合会発行

## 大阪のシンボル 「通天閣」天井画 復活



納税協会は税の最新情報をお届けし企業と地域社会の健全な発展を力強くサポートします。

皆様の事業経営に役立つ講習会や、異業種交流等、事業発展に必ずお力になります。  
`納税協会、にぜひ加入ください。

Tel 6632-3730

新入会員を  
ご紹介ください。

<http://www.nk-net.co.jp/naniwa/>

浪速納税協会

検索

# 署長着任のごあいさつ



浪速税務署長 深田 節 夫

残暑お見舞い申し上げます。

私、この度の人事異動により浪速税務署長を拝命いたしました、深田でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

公益社団法人浪速納税協会並びに浪速区納税貯蓄組合連合会の会員の皆様方におかれましては、平素から税務行政の円滑な運営について、深いご理解と多大なご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、国税庁では、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現」するため、納税者サービスの観点から、国税電子申告・納税システム（e-Tax）などのICTを活用した、利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでまいりました。お陰をもちまして、e-Taxなどの利用も年々増えてきております。更なる利用率の向上に向け、一層のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、平成28年1月からは、マイナンバー制度が導入されます。既に、浪速納税協会が主催される浪速区内の事業者を対象としたマイナンバー制度の説明会が9月に予定されているとお聞きし、地域に密着した幅広い活動を展開されている皆様方を大変心強く感じているところであります。

私どももマイナンバー制度の利活用機関として、適正かつ円滑な執行に向け、広報等に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますが、税務行政を更に充実したものにするためには、私どもの力だけでは到底成し得るものではなく、皆様方のご支援とご協力が不可欠であることは申すまでもありません。

皆様方の多大なるご尽力に対しまして心から敬意と感謝の意を表しますとともに、今後とも、より一層のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人浪速納税協会並びに浪速区納税貯蓄組合連合会の益々のご発展と会員の皆様方のご事業のご繁栄とご健勝を心から祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

# 浪速税務署 定期人事異動

税務署の定期人事異動が、7月10日付で行われました。幹部職員の異動は次のとおりです。

		(新) 幹部職員				転出者			
職名		氏名	前 任			氏名	転出先・職名		
署長		深田 節夫	東住吉	副署長		網岡 寛	局	査察部	国際 課長
副署長		原 茂信	留 任						
特官(法)		中村 都宏	泉佐野	副署長		森 正		退職	
総務課長		今井 律雄	留 任						
管運1	統括官	勝部 英子	局	総務部	会計課 補 佐	山本 浩二	草津	管運1	統括官
管運2	統括官	中山 良公	留 任						
徴収	統括官	前川 哲	南	徴収	上 席	横田 幸司	富田林	徴収2	統括官
個人1	統括官	土井 竜志	留 任						
個人2	統括官	堂野 達	留 任						
特官(法)		原田 寛司	留 任						
特官(法)		齋藤 正実	右京	法人3	統括官	渡邊 康孝	吹田	特官法	特官
法人1	統括官	吉村 良弘	留 任						
法人2	統括官	永井 一彦	留 任						
法人3	統括官	垣内 正	和歌山	法人5	統括官	竹林 哲雄	八尾	法人6	統括官
総務	補 佐	柘田 奈穂	留 任						
管 運	総括上	岡崎圭一郎	留 任						
法 人	連調官	富田 悦子	留 任						

浪速税務署からのお知らせ

平成27年10月から



マイナンバーが国民のみなさまのもとに！

導入準備は進んでいますか？

マイナンバー導入チェックリスト

☆ マイナンバーの導入に際し、事業者のみなさまは、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。

従業員数の少ない事業者では、以下のチェックリストを参考にしてください。☑

＜担当者の明確化と番号の取得＞

- マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人など）。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。
  - ①顔写真の付いている「個人番号カード」か、②10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。

※ 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。  
※ アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。



＜マイナンバーの管理・保管＞

- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウィルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。
- 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーがなくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

＜従業員の方へへの確認事項＞

- 裏面を掲示版に貼るなどして、従業員の方々に通知が届く時期や何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょう。

ご不明な点は マイナンバーのコールセンター  
0570-20-0178 へ

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。 ※ 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）  
※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan  
(平成27年5月作成)



## 個人事業税の第1期分の納期限は

**8月31日(月)**です。

(第2期分の納期限は11月30日(月)です。)

### ■ 納める人

府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業(物品販売業等37業種)、第二種事業(畜産業等3業種)、第三種事業(医業等30業種)を行う個人。

### ■ 納付額

(前年所得金額 - 事業主控除額) × 税率 = 税額

- 事業主控除額 年290万円  
ただし、事業期間が1年に満たない場合は月割額
- 税率 第一種事業 5%  
第二種事業 4%  
第三種事業 5% (ただし、第三種のうち、あんま・柔道整復等医業に類する事業は3%となります。)

### ■ 納付方法

府税事務所から送付される納税通知書(納付書)により納付してください。

(第1期分及び第2期分の納付書を一括して送付いたしますので、ご注意ください。)

※年税額が1万円以下の場合は、第1期に全額を納付していただきます。

便利で安全な口座振替制度をご利用ください。

詳しくは、なにわ南府税事務所個人事業税課へお問い合わせください。

## 「個人住民税の特別徴収実施状況書」への協力依頼について

大阪府の入札参加資格審査の申請に必要な「府税(全税目)の納税証明書」を請求される際には、「納税証明交付請求書」の添付書類として、「個人住民税の特別徴収実施状況書」の提出をお願いします。

### 1. 対象となる方

大阪府の入札参加資格登録(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び物品・委託役務関係業務)のための審査申請に必要な納税証明書を請求される方

### 2. 目的

個人住民税の特別徴収の推進を図るため、地方税法の規定により事業者(給与支払者)の義務とされている個人住民税の特別徴収の実施状況を確認し、特別徴収制度の周知、手続きの案内などを行う上での参考とするものです。  
この書類の内容は、入札参加資格の審査に影響するものではありません。

### 3. 問合せ先

大阪府なにわ南府税事務所 個人事業税課

TEL: 06-6775-1414 (代)

# 平成27年度税制改正の概要

## 1 法人税制

### ○ 法人税率の引下げ等

法人税の税率が23.9%（改正前25.5%）に引き下げられました。

「平成27年4月1日以後開始事業年度について適用」

また、27年度改正では、法人事業税の所得割の税率の引下げと合せて、国・地方を通じた法人実効税率は、次のようになります。

（国・地方を通じた法人実効税率）

	改正前	27年度	28年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
法人事業税所得割（標準税率）	7.2%	6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	31.33%

### ○ 欠損金繰越控除の見直し

欠損金の繰越控除制度について、大法人（中小法人等以外の法人）の控除限度（改正前：所得の80%）を、平成27年度に「所得の65%」、平成29年度に「所得の50%」に引き下げるなどの見直しが行われました。

また、欠損金の繰越期間が、平成29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金額から10年（改正前9年）に延長されました。

## 2 消費税制

### ○ 消費税率10%への引上げ時期の延期等

消費税率（国・地方）の10%への引上げの施行日が平成29年4月1日となりました。（改正前 平成27年10月1日）

「景気判断条項」（税制抜本改革法の附則第18条第3項）が削除されました。

### ○ 国境を越えた役務の提供に対する消費税制度の見直し

国外からのインターネット等を通じた電子書籍・音楽・広告の配信などの役務の提供には、消費税は課税されていませんでした。（国外取引＝不課税）

今回の改正では、この「電気通信利用役務の提供」についての内外判定基準が、役務の提供を行う者の事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直されました。

また、「電気通信利用役務の提供」について、課税方式が見直されました。

国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」について、当該役務の提供を受けた国内事業者に申告納税義務を課す方式（リバースチャージ方式）とされました。

「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のものについては、国外事業者が納税義務者となります。

「平成27年10月1日以後の取引から適用」

## 3 所得税制

### ○ NISA の拡充

#### ① NISA の投資上限額の引き上げ等

「非課税講座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」(NISA)について、非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額が、120万円(改正前100万円)に引き上げられました。

#### ②ジュニア NISA の創設

若年層への投資のすそ野の拡大等を図る目的で創設されました。

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

#### (概要)

非課税対象	: 20歳未満の人が開設するNISA口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
年間投資上限	: 80万円
非課税投資額	: 最大400万円(80万円×5年間)
口座開設期間	: 平成28年から平成35年までの8年間
非課税期間	: 最長5年間
運用管理	: 親権者等の代理又は同意の下で投資、18歳になるまで原則として払出し不可

### ○ ふるさと納税の拡充

ふるさと納税とは、都道府県・市区町村に対して寄附(ふるさと納税)をすると、寄附金の内2,000円を超える部分について、一定の限度額まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される制度で、どの自治体に対する寄付でも対象となります。

今回の改正で特例控除額の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割(改正前1割)に引き上げられました。

「平成28年度分以後の個人住民税について適用」

### ○ 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

含み益を有する株式を保有したまま香港やシンガポールなどのキャピタルゲイン非課税国に出国し、株式を売却して日本での譲渡所得課税をのがれる行為を防止するために、一定の高額資産家を対象に、出国時に未実現のキャピタルゲイン(含み益)に対して特例的に課税する制度が創設されました。

平成27年7月1日以後に国外転出をする一定の居住者が1億円以上の有価証券等を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税が課税されることとなりました。

## 4 相続・贈与税制

### ○ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の方(以下「受贈者」)が、結婚・子育て資金に充てるため、受贈者の直系尊属(父母や祖父母など。以下「贈与者」)から金融機関等との一定の契約に基づいた金銭等の贈与を受けた場合、受贈者一人につき1,000万円までの金額に相当する部分について(結婚に際して支出する費用については300万円が限度)は、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより、贈与税が非課税となります。

※記載につきましては、平成27年3月31日付で公布された税制改正の主な改正の概要を記載しています。詳しくは、国税庁ホームページ又は、財務省ホームページをご覧ください。

説明会の開催のご案内

「マイナンバー制度」説明会のご案内

日	時	場	所	講	師
9月4日(金)	午後1時30分～3時30分	浪速区民センター 1階 ホール 浪速区稲荷2-4-3		浪速税務署 難波年金事務所 近畿税理士会浪速支部 各担当者	
9月8日(火)	午後1時30分～3時30分				

※両日とも同じ内容の説明会です。

※募集人員は両日とも **450名**です。定員に達した場合には、入場を制限させていただきます。

※車での来場はご遠慮ください。なお、駐輪場にも限度がありますので、公共交通機関をご利用ください。(最寄駅: 地下鉄千日前線「桜川」駅)

『改正法人税法等説明会・年末調整説明会』のご案内

《改正法人税法等説明会》

日	時	場	所
10月27日(火)	午後2時～4時	株式会社クボタ本社	1階大ホール 浪速区敷津東1-2-47

《年末調整説明会》

日	時	場	所
11月19日(木)	午後2時～4時	株式会社クボタ本社	1階大ホール 浪速区敷津東1-2-47

※会場には駐輪場、駐車場がありませんので、お車・自転車での来場はご遠慮ください。

“納税協会は税に関する公益社団法人として  
明るい地域社会の発展に貢献しています。”

【納税協会指針】



納税協会は  
健全な納税者の団体として  
税知識の普及に努め  
適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り  
企業及び地域社会の発展に貢献します

浪速納税協会だより 第17号 平成27年夏号

●発行所 公益社団法人 浪速納税協会 代表者 伊東 迪之・浪速区納税貯蓄組合連合会 代表者 阪中 雅博  
〒556-0011大阪市浪速区難波中3-14-14 TEL(06)6632-3730 FAX(06)6634-1651

●ご意見をお寄せください。